ガイドライン骨子案に対する御意見等と本文案への反映状況等

意見聴取の状況等について

- ガイドライン骨子案について、市町村、事業者(事業者団体を含む。)、環境省等の関係者に対して説明 し、意見聴取、意見交換を行い、いただいた御意見等を踏まえ、ガイドライン案を作成した。主な御意見 等と反映状況等については下記~8ページのとおり。
- また、この他に、ガイドライン案の作成の過程で、温対法や環境省マニュアルとの整合を図り、考え方を整理した。主な修正点等については9ページのとおり。

主な御意見と反映状況等

「4 地域の合意形成等・促進事業の認定等の進め方」(骨子案P8,9)について

・事業者が行う地域の課題、要望に対する対応策について、地域協議会における評価や、適否判断の考え方を具体的に示してほしい。(市町村・事業者)

【県の考え方とガイドライン案への反映状況】

各地域が抱える課題と、事業者が行うその地域の課題解決に向けた取組みと、その水準は、地域ごとに異なるため、一律の判断基準を示すことは難しいところですが、「認定の適否の協議における評価のポイント」として一定の考え方を示しました。

「4 地域の合意形成等・促進事業の認定等の進め方」(骨子案P8,9)について

・「(10)計画案の策定・パブリックコメントの実施」について、個別の事業計画に対して全てパブリックコメントが必要なのか。また、促進区域を規定する市町村の実行計画についてと、個別の事業計画についてを分けて考えるべきではないか。(事業者)

【県の考え方とガイドライン案への反映状況】

温対法では、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとするとされている一方、促進事業の認定については、同様の規定は設けられていません。

このことから、ガイドライン案では、地方公共団体実行計画の策定・改定の際は、必要に応じてパブリックコメント等を実施するという記載に修正しました。

「5 地域協議会の設置の手順・運営方法等」(骨子案P10,11)について

・地域協議会は、設置の要否を市町村が判断するものであり、「※下記を基本とするが、設置するか否かも含めて、市町村が状況に応じて適切に判断」の部分を注釈ではなく、誤解のないよう、分かりやすく記載してほしい。 (市町村)

【県の考え方とガイドライン案への反映状況】

地域協議会は必置ではなく、市町村がその必要性に応じ設置するものだと考えており、他の手法で地域住民等の意見を反映することができる場合は、その手法を活用することも可能だと考えています。 ガイドライン案には、「協議会を設置しない方法」についても明記しました。

・温暖化対策は地球規模で考え、次の世代へ引き継いでいくべきであり、地域における脱炭素に向けた取り組みは地域経済の活性化にもつながることから、地域協議会の構成員のメンバーは、若い世代の意見も取り入れられる構成にすべき。(審議会)

【県の考え方】

協議会の構成員(地域住民、産業団体)の選定にあたっては、「より若い世代の意見が反映されるよう配慮すること」と明記しました。

「6 「広域的ゾーニング型」で促進区域を設定する場合の手順等」(骨子案P14,15)について

・「広域的ゾーニング型」におけるゾーニングの考え方や具体的な取り組み事例、解説などを作成してほしい。また、「地区・街区指定型」及び「公有地・公共施設活用型」の設定手順についても併せて記載してはいかがか。(市町村)

【県の考え方とガイドライン案への反映状況】

ガイドラインでは、「地域の合意形成の進め方」に関することを主に示すこととしております。広域的 ゾーニング型による促進区域の設定については、全国的にもほとんど例がないこともあり、環境省の動向も 踏まえ、情報提供・解説等については別途検討してまいります。

また、「地区・街区指定型」及び「公有地・公共施設活用型」についても、今後、全国的な導入状況等を踏まえつつ、市町村の取り組みを支援する方法について検討してまいります。

「様式・名簿等」(骨子案P17~)について

・「地域協議会における認定判断シート」について、地域協議会の設置は必須ではないことと整合を図る必要があるのではないか。(事業者)

【県の考え方とガイドライン案への反映状況】

ガイドライン案では、「地域協議会における」という文言を抜き、単に「認定判断シート」と標記するよう修正しました。

・促進事業等の認定の時系列やフローチャート、様式等を示してほしい。また、「準じる事業」についても、手続き方法や様式等を示してほしい。(市町村、審議会)

【県の考え方とガイドライン案への反映状況】

促進事業等に準ずるものとしての市町村の認定については、促進事業に「準ずる」ものであることから、 その方法や認定に向けた「地域の合意形成」の手続き等の詳細については、概ね促進事業の認定と同様の手 続きによるものだと考えており、その旨が分かるようガイドライン案には記載しました。

また、認定の時系列やフローチャート、様式についても、ガイドライン案に追加しました。

なお、一部の様式については、新税に係る規則等で別途定める可能性があることから、追って整合を図る こととします。

その他

・促進区域の設定については、明確な設定基準と根拠が必要であり、市町村、地域協議会構成員の負担が非常に大きくなることが想定される。県は、ガイドラインの策定にとどまらず、継続的に市町村に対するアドバイスや情報共有などの支援、サポート体制の構築等をお願いしたい。(市町村、審議会)

【県の考え方】

市町村の負担を減らすことができるよう、今回策定するガイドラインにより、市町村が地域との合意形成に関する判断や促進区域等を設定する場合の「よりどころ」となる標準的な手順を定める(技術的助言)とともに、事業者にとっても合意形成に向けた「よりどころ」となるものとして定めたいと考えており、そのほかにも地域協議会の設置・運営経費の助成を行う等、市町村を伴走型で支援してまいります。

・ガイドライン策定にあたっては、設定を検討する市町村の考えを踏まえた実効性のあるものとなるよう、市町村との対面による意見交換の場を設けてほしい。また、事業者にとっても地域共生に向けた「道しるべ」となるよう、事業者の意見を取り入れながら進めてほしい。(市町村・事業者)

【県の考え方】

今回お示しするガイドライン案については、今後、改めて市町村や事業者等に対し説明を行い、継続して意見聴取を行うこととしたいと考えています。

その上で、いただいた御意見の内容を反映をすることで、できるだけ早期にガイドラインを完成させたいと 考えています。

その他

・再生可能エネルギー発電事業を進める上で、地域の合意形成を図ることは必要不可欠である。そのためには、 促進区域の設定などにより適地へ誘導することも大切だが、県民一人一人が、地球温暖化による気候変動問題、 海外の化石燃料に依存している日本のエネルギー事情及び再生可能エネルギーの必要性について十分な理解が深 めることが非常に重要であり、国、県が率先して、広報・周知・啓発活動等を行うことを要望する。(市町村)

【県の考え方】

県では、令和4年度に「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略」を策定し、地球温暖化対策に向けた各種施策を推進するとともに、ポータルサイトやTwitter等における広報、各種イベントの開催など、県民の皆様に地球温暖化を「自分ごと」としてとらえていただくための取組みを行っています。

また、再生可能エネルギーに関しては、県内の再生可能エネルギーの活用施設や取組をまとめたガイドブックや、小学生向けのパンフレットを発行するなどの普及啓発を行っています。 今後も、地球温暖化や再エネの必要性等に関し、率先して広報・啓発活動に取り組んでまいります。

温対法や環境省マニュアルとの整合を図るための主な修正点等

「4 地域の合意形成等・促進事業の認定等の進め方」(骨子案P8,9)

骨子案では、「(4)事業者による計画素案の作成」、「(5)事業者から市町村への促進事業の認定等に係る申請書の提出」、「(8)地域協議会の設置・開催」という順番としていましたが、温対法上では、地方公共団体実行計画協議会における協議を経て地域脱炭素化促進事業計画を作成し、市町村の認定の申請をすることができるとされているため、事業者が市町村に対し協議する「協議書」と、事業者が市町村に対し計画の認定を申請する「申請書」を分けて記載しました。

「5 地域協議会の設置の手順・運営方法等」(骨子案P10,11)について

環境省のマニュアルに沿い、ガイドライン案では、許認可が必要となる法令等について所管する行政機関の担当者等は、促進事業計画の認定について協議する際には、オブザーバーの立場で参加することを明記しました。

また、いわゆる「地域協議会」には、温対法に規定する「地方公共団体実行計画協議会」である場合と、そうではない協議会である場合があるため、表記を整理しました。

「7 環境アセスメント等と認定の可否との関係等」(骨子案P16)について

骨子案で示していた「条件付き仮認定」については、「早期の計画立案段階における促進事業計画の認定に当たっては、環境影響評価書に係る確定通知を受けた後に、改めて事業計画の変更認定申請をすることを留保したうえで認定をする」という、環境省マニュアルに沿った認定の流れとなるよう、ガイドライン案に記載しました。